

# 経営者のための法律相談Q&A その53

## 事業用融資における個人保証（民法改正）

### 1 民法が改正されました

「迷惑をかけないから」「名前だけ貸してほしい」などとお金を借りたい人から頼まれ、安易に保証人になってしまったために、思っていた以上に多額の保証債務の履行を求められ、保証人の生活が破綻してしまったという話を聞かれたことがある方もいらっしゃるかと思います。

そのような例を減らすため、この度民法が改正され、令和2年4月1日から施行されています。法人や個人事業主が事業用の融資を受け、個人が保証人となる場合、新たな手続が必要となりました。

### 2 保証とは？

まず、保証の意味を確認したいと思えます。保証とは、主債務者（お金を借りたり、商品を購入したりした人）が債務の支払いをしない場合に、主債務者に代わって支払いをすべき義務を負うことをいいます。連帯保証も保証の一種で、主債務者に財産があるかどうかにかかわらず、債権者が保証人に支払いを求めたり、保証人の財産の差押えをすることができるといいます。

では、個人が事業用融資の保証人になろうとする場合、どのような手続が必要になったのでしょうか。

### 3 公証人による保証意思確認手続

個人が事業用の融資の保証人になろうとする場合、公証人による保証意思の確認手続を経なければならぬこととなりました。

具体的には、保証人になろうとする方は、保証契約を締結する前に、原則として公証役場に向いて、保証意思確認の手続（保証意思宣明公正証書の作成の嘱託）を行うことになります。

この公正証書は、保証契約締結の日前1か月以内に作成されている必要があります。また、この手続は、代理人に依頼することはできず、必ず保証人本人がしなければならぬとされています。

公証人からは、保証しようとしている主債務の具体的内容を認識しているか、保証契約を締結すれば保証人は保証債務を履行しなければならぬことを理解しているかなどを確認されます。

その後、所要の手続きを経て、保証意思が確認された場合は公正証書が作成されます。保証意思確認の手続の手

数料は、1通1万1000円とのこと  
です。

この意思の確認手続を経ずに保証契約を締結してもその契約は無効となります。

この手続きを新たに追加することにより、安易に保証人になることを防ぐというのが、本改正の目的です。

### 4 意思確認手続きの例外

ただし、個人が事業用の融資の保証人になろうとする場合であっても、意思確認手続が不要な例外があります。

例外の場合とは、①主債務者が法人である場合で、その法人の理事、取締役、執行役や議決権の過半数を有する株主等、②主債務者が個人である場合で、その主債務者と共同して事業を行っている共同事業者や、主債務の事業に現に従事している主債務者の配偶者が保証人になる場合です。

前述の①及び②のような方は、主債務者の事業と関係が深いため、保証人となるリスク等を把握していると考えられることから、意思確認手続が必要とされています。

### 5 引き続き注意は必要です

以上の通り、法人や個人事業主が事業用の融資を受け、個人が保証人となる場合、公証人による保証意思確認手続が必要となりました。

もつとも、この改正は事業用融資に適用されるものであり、居住用住宅の

購入費用など事業のためでない場合の保証には適用されません。

また、本改正の手続きを経て、保証人となった場合、保証債務を負うことになり、保証人になり、支払いができない場合、自らの財産（不動産・給与・預貯金など）が差押えられるなど、裁判所の関与の下で支払いを強制される可能性もあります。保証は大きな財産的リスクを伴うものですので、安易に保証人とならないよう引き続き注意が必要です。

（本稿担当 中江詩織）



弁護士法人あすか 東広島事務所

〒739-0025

東広島市西条中央7丁目三番三五号

東広島商工会議所会館3階

☎493-7100 ☎493-7101

弁護士 福田浩・今田健太郎・上樞裕章・谷脇裕子

加藤之拓・鈴木謙治・中岡正薫・中江詩織

大橋真人・河田素大